

介護職員処遇改善について

介護職員処遇改善加算 I ・ 介護職員等特定処遇改善加算 I 算定

介護職員等特定処遇改善加算

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算 I ～III を算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

「見える化要件」とは

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、介護サービスの情報公開や事業者のホームページを活用する等して、外部から見える形で公表することになっています。

職場環境要件の提示について

	職場環境要件項目及び当事業所としての取組
資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
その他	<ul style="list-style-type: none">・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理論の見える化・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮・非正規職員から正規職員への転換・職員の増員による業務負担の軽減